

米国（アメリカ・ハワイ・グアム・北マリアナ諸島）未成年の渡航同意書について

米国国土安全保障省税関・国境取締局（CBP）は、親権訴訟中に発生する片親による子供の奪取増加や国際的な子の連れ去りに対処するため、18歳未満の方が両親と同伴しない旅行をする場合（単独や片方の親のみ、または親以外の大人の方と旅行する場合）、親の「渡航同意書（英文）」を持参することを強く推奨しています。

この渡航同意書は、入国審査の際に自ら提示する必要はなく、あくまでも提示を求められた場合に提示いただきます。同意書は必ず持参しなければならないものとされていませんが、万一求められた場合に提示できないと、個別の審査等のため拘束される可能性があります。詳しくは米国CBP情報またはグアム政府観光局情報をご確認のうえ、同意書の持参につきましてはお客様ご自身でご判断いただくようお願いいたします。

なお、これまでJTBグループで渡航されたお客様には、書類を持参しなかった事により別室で時間をかけ審査を受けたケースが一部発生していますが、入国拒否には至っていません。

1. 米国CBPが持参を推奨する書類

18歳未満の方の渡航	同意書（英文）	同意書のサイン	他に必要な公的書類(英文)
両親が同行する場合	不要		
片方の親が同行する場合 単独または親以外と渡航する場合 (修学旅行も含む)	要	同行しない親がサイン(同姓)	不要
	要	同行しない親がサイン(別姓)	家族構成がわかる公的書類(結婚証明書、戸籍謄本、理由書等)※1
	要	同行しない親のサインがない場合(死別・離婚)	家族構成がわかる公的書類(戸籍謄本等)※1
	要	同行しない親のサインがない場合(海外赴任その他の理由)	理由を証明する書類(勤務先の証明書、入院申込書、理由書等)
* 公的書類は英訳を必要としますが、日本語原本のコピーに単語等を直接記載したり、原本にご自身で英訳した書面を添付しても可。 * 公証は推奨であり義務ではありません。			

※1:グアムについてはグアム政府観光局ホームページ情報をご確認ください。

2. 関連情報

- ・米国CBPホームページ情報
<http://japanese.japan.usembassy.gov/j/info/tinfoj-cbp-child.html>
- ・グアム政府観光局ホームページ情報
<http://www.visitguam.jp/plan/immigration-to-guam/#child>
- ・渡航同意書記入例・ブランクフォーム